

2021年7月12日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK交響楽団の定款（議事録）について」として、「N響の定款（平成22年4月1日施行）の第11章（公告の方法）第47条では、電子公告などによって掲示すべきと規定されているのに、HPではこの9月末に初めて公開されたと理解している。その第36条・第40条には理事会の開催とその議事録の作成・保存を義務付けられているが、第53回（2020年3月16日開催分）の議事録を公開してほしい」という文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、NHKとして求めの文書は取得しておらず、存在しないため、開示することができないとした。

これに対して視聴者より、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はNHKとして取得しておらず、存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取したところ、NHKとして開示の求めに係る文書は取得しておらず、存在しないとのことであり、その主張に、特段不自然、不合理な点は認められなかった。

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年 7月12日（第305回審議委員会）

第845号

諮問、審議、答申